

高知県薬剤師キャリア形成支援（認定薬剤師等資格取得支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県薬剤師キャリア形成支援（認定薬剤師等資格取得支援）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県内の薬剤師のキャリア形成を支援するため、県内の保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）に勤務する薬剤師が、認定薬剤師等の資格を取得するために必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1）薬剤師の免許を有しており、県内の保険医療機関等に勤務する者
- （2）第5条の規定による交付申請書兼実績報告書を提出する日の属する年度に、別表第1に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得した者
- （3）第6条の規定による補助金交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上の期間、県内の保険医療機関等で勤務できる者

（補助対象経費、補助限度額等）

第4条 補助対象経費及び補助限度額等は、別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書兼実績報告書に、必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び交付額の確定）

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、当該申請者に対し、別記第2号様式により通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第3のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第7条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。
- （2）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （4）補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （5）補助事業者が第3条第3号の要件を満たしたときは、別記第3号様式による事業完了報告書を知事に提出すること。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(3) 補助事業者が、第6条の規定による補助金交付決定及び交付額の確定通知後、1年以上の期間、県内の保険医療機関等で勤務しなかった場合

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年9月22日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号、第8条及び第9条は、同日以降も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

分野・領域	対象資格の名称	認定団体
悪性腫瘍	がん薬物療法認定薬剤師 がん薬物療法専門薬剤師	一般社団法人日本病院薬剤師会
	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	一般社団法人日本医療薬学会
	外来がん治療認定薬剤師 外来がん治療専門薬剤師	一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会
	緩和薬物療法認定薬剤師 緩和医療専門薬剤師	一般社団法人日本緩和医療薬学会
感染症	感染制御認定薬剤師 感染制御専門薬剤師	一般社団法人日本病院薬剤師会
精神疾患	精神科薬物療法認定薬剤師 精神科専門薬剤師	一般社団法人日本病院薬剤師会

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費	対象資格を新たに取得するために要した次の経費 ただし、補助金の交付申請の日の属する年度に要した経費に限る。 ・ 旅費（対象資格を取得するために必要な研修等の受講、学会参加又は対象資格の認定試験受験に必要な旅費に限る。） ・ 研修等の受講料 ・ 対象資格の取得に必要な書籍購入費、文献閲覧費、論文掲載費及び学会参加費 ・ 単位取得費 ・ 認定審査料、認定料、審査料、登録料、認定証発行料 ・ 認定試験受験料
補 助 率	定額
補 助 限 度 額	10万円
補 助 金 の 額	補助対象経費の実支出額又は補助限度額のいずれか少ない額

別表第3（第6条、第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。